

（仮称）鎌倉市学校給食費に関する条例素案に対する意見募集について

現在、市立小学校の給食費については、学校長が徴収し管理を行っていますが、保護者の利便性向上、業務を担当する教職員の負担軽減及び給食費徴収・管理の効率化を図るため、令和4年度から鎌倉市（教育委員会）が徴収する方法に変更する「公会計化」を実施することに伴い、「（仮称）鎌倉市学校給食費に関する条例」の制定を予定しています。

この条例の素案について、皆様からのご意見を募集します。

※本件は鎌倉市意見公募手続条例に基づく意見公募（パブリックコメント）ではありません。

❖ 意見募集期間

令和3年（2021年）9月1日（水）から令和3年（2021年）9月30日（木）まで
なお、ご意見の提出は令和3年（2021年）9月30日（木）必着でお願いします。

❖ 提出方法

持参、郵送、FAX、Eメールにてお願いします。

持参、郵送：〒248-8686 鎌倉市御成町12番18号

鎌倉市教育委員会教育文化財部学務課給食担当（鎌倉水道営業所2階）

F A X：0467-24-5569（学務課給食担当宛てとご記載ください。）

Eメール：kyushoku@city.kamakura.kanagawa.jp

※意見書の様式は自由ですが、裏面の用紙を利用していただけると便利です。なお、任意の様式で意見を提出される場合は、裏面の用紙に示した記載事項の漏れがないよう記載してください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、なるべく持参以外の方法にてお願いします。

※電話又は口頭によるご意見は、正式な意見公募としてお受けできません。

❖ 提出できる方

市内在住、在勤、在学か本市に納税義務のある方など

（鎌倉市意見公募手続条例第2条第3号に規定する「市民等」）

❖ 閲覧場所等

市役所ロビー（本庁舎1階）、学務課（鎌倉水道営業所2階）、腰越図書館、深沢図書館、玉縄図書館、大船図書館、鎌倉生涯学習センター

なお、市のホームページ（<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp>）のパブリックコメントに関するページで閲覧することができます。

❖ 提出されたご意見について

いただいたご意見については、市の考え方とともに、令和3年（2021年）10月中旬頃に市のホームページにて公表します。なお、いただいたご意見に対する個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

【事務担当】

鎌倉市教育委員会教育文化財部学務課

電話：0467-23-3000（内線2744）

意見提出用紙

(仮称) 鎌倉市学校給食費に関する条例素案について

下記の*の項目は必ずご記入ください。

*記入者本人 氏名	(フリガナ)
法人・その他 団体等の名称	(法人・その他団体等の場合は、記入してください。個人の場合は記入不要です。)
*住所・電話番号 (所在地)	電話番号 — —

「(仮称) 鎌倉市学校給食費に関する条例素案」について、次のとおり意見を提出します。

【意見記入欄】(欄が足りない場合は、別紙にご記入いただいてもかまいません。)

※ いただいたご意見の内容及びご意見に対する市の考え方については、個人情報(氏名・住所等)を除き、市ホームページで公開します。なお、ご意見に対する個別の回答は行いませんのでご了承ください。また、ご意見は本件以外に使用することはありません。